

会員各位

公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部
 公益社団法人不動産保証協会岐阜県本部
 一般社団法人全国不動産協会岐阜県本部
 本部長 野田 久貴

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

[1]令和7年度末の退会について

当協会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとなっております。つきましては、令和7年度内に廃業届を県庁に提出された方、並びに免許の有効期限満了につき更新しない方は、令和8年3月31日(火)(必着)までに退会届等の書類を岐阜県本部にご提出下さい。なお、令和8年4月1日以降に退会届を提出されますと、令和8年度会費を全額納めていただくこととなりますので、ご了承下さい。

[2]「賃貸住宅入居者総合保険」「テナント総合保険」代理店募集のお知らせ/全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。賃貸不動産をお取り扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。

『全日ラビー少額短期保険「新規代理店登録キャンペーン」(代理店登録していただいた会員の方に、QUOカード(10,000円相当)を進呈)』を実施しています。この機会に是非ご登録下さい。代理店登録希望の方は、全日ラビー少額短期保険(株)代理店登録担当窓口(03-3261-2201)までご連絡下さい。

※ 登録完了1,000社に到達した場合、本キャンペーンは終了しますのでご了承下さい。

[3]新規入会者・諸変更事項について

【新規入会者】新しく入会されました会員の方を紹介します。(2月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	TEL番号
			宅地建物取引士	FAX番号
R8.2.12	みのハピネス不動産	美濃市松森262 コーポラッキー101	渡部 裕子	0575-41-0034
			渡部 裕子	

【諸変更事項】諸変更事項については次の通りです。

受付年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
R8.1.15	(株)サン・メイト	専任宅建士	長坂 志穂	林 裕斗
R8.2.14	(株)リスタート	専任宅建士		堀越 雅之
R8.2.10	ジナムス(株)	専任宅建士	友部 いそ江	栗畑 珠美

【退会会員】退会されました会員の方は次の通りです。

届出年月日	商号	代表者名	摘要
R8.2.12	(株)スリーテック	山口 碧斗	廃業

[4]免許更新について

免許更新対象の方に、免許申請書一式を、令和8年3月中旬に送付させていただきます。お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和8年8月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)	商号	代表者	免許有効期限(至)
エピックホーム(株)	林 宣文	令和8. 8. 2	ナイスプランハウジング	湯上 比登志	令和8. 8. 7
(株)岐阜装飾	神谷 英樹	令和8. 8. 2	(株)山一不動産	西尾 崇	令和8. 8. 22
(株)飯田建設	飯田 道広	令和8. 8. 4	(有)サンパール	林 高弘	令和8. 8. 22
(株)馬田工務店	馬田 耕一	令和8. 8. 6	(有)卯野不動産	卯野 幸裕	令和8. 8. 30

- ※ 更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(4)、(6)、(10)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(4)、(10)の写しを郵送もしくは、メールまたはFAX(058-276-0311)にて事務局まで提出願います。
- ※ 令和7年4月1日より、電子申請でも免許更新が可能となりました。詳しくは岐阜県ホームページをご覧ください。
[岐阜県ホームページ](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html>

[5]住宅瑕疵担保履行法に係る令和8年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ/中部地方整備局

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きにつきましては、年に1回の基準日(毎年3月31日)ごとに、新築住宅を引き渡した実績について、基準日から3週間以内に許可・認定を受けている行政庁に届出を行う必要があります。届出が必要となる会員の方は下記をご覧ください、期間内(R8.4.1～R8.4.21)に届出を行って下さい。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意下さい。

記

1. 届出の時期について

年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日(火)	4月1日(水)～4月21日(火)

2. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ [住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html) にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

[住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html) [検索](#)

【問い合わせ先】

- ◎ 大臣免許宅建業者 中部地方整備局建政部建設産業課(不動産業) 052-687-8523
- ◎ 岐阜県知事免許宅建業者 岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680

[6]e-Taxの活用をお願い/名古屋国税局

令和7年1月上旬より、スマホ用電子証明書に対応するなど、e-Taxが一層便利になりました。また、不動産を売却した場合の確定申告もスマホを利用したe-Tax提出がお勧めです。ぜひe-Taxをご活用ください。詳細につきましてはe-Taxホームページをご覧ください。

[e-Taxホームページ](https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html) <https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

[7]一級河川木曾川水系境川等の特定都市河川の指定について/岐阜県県土整備部河川課

岐阜県では、平成26年8月、令和4年8月の浸水被害をうけ、浸水被害対策として、一級河川木曾川水系境川等において、流域水害対策計画を策定し、令和8年6月1日に特定都市河川の指定を行う予定です。特定都市河川に指定されると、流域内の宅地以外の土地において、面積1,000㎡以上の、雨水の浸透を著しく阻害するおそれのある行為(雨水浸透阻害行為)を行う場合、あらかじめ知事等の許可が必要となります。

詳しくはパンフレットをご覧ください。

[8]建築物防災週間における防災対策の推進について/岐阜県都市建築部建築指導課

岐阜県では、令和7年度春季における建築物防災週間としまして、令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの間、各種活動を実施いたします。つきましては、本週間の趣旨をご理解いただき、建築物の防災対策の推進にご協力をお願いします。

国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

[9]市有地処分の媒介依頼中止のお知らせ/瑞穂市財務情報課

瑞穂市より、令和7年4月に媒介依頼のありました市有地について、一般競争入札に変更するため、令和8年3月2日付で媒介依頼が中止となりますのでお知らせします。

【媒介依頼が中止となる市有地】

物件番号	所在地	地目	地積(㎡)公簿	売却価格(円)
1	瑞穂市只越字松原997番10	宅地	47.40	1,203,000
2	瑞穂市十九条字河原143番3	田	484	4,363,000
3	瑞穂市穂積字領下分218番15	宅地	374.08	11,072,000
4	瑞穂市穂積字領下分218番16	宅地	207.00	5,837,000
5	瑞穂市唐栗字深町92番2	雑種地	766	7,047,000
6	瑞穂市古橋字土海道1520番1	田	958	19,749,000
7	瑞穂市牛牧字野畑1530番1	畑	958	25,201,000
8	瑞穂市本田字中ノ町1552番460	宅地	211.15	6,723,000

[10]第37回無料県民総合相談「何でも相談フェア」のご案内/岐阜県士業連絡協議会

「何でも相談フェア」が下の日程で開催されます。仕事、日常生活の中でいろいろな問題・不安をお持ちの方は、岐阜県の12士業の専門家が無料で相談に応じますのでご利用ください。

【開催日時】 令和8年3月17日(火) 10:00～12:00 / 13:00～15:00

【開催場所】 岐阜市役所 6階 大会議室

※ 事前予約は承っておりません。当日ご来場された順にご案内いたします。なお、相談時間は1件30分以内となります。

[11]第128回講演会のお知らせ/(一財)不動産適正取引推進機構

一般財団法人不動産適正取引推進機構より、第128回講演会のご案内がありましたので、会員の皆様へお知らせいたします。詳細は下の通りです。

【講習日時】 令和8年3月19日(木)14:00～16:00 【聴講料】 5,500円/1名

【講師】 東急リバブル株式会社 顧問 橋本不動産コンプライアンス研究所 代表 橋本 明浩氏

【演題】 「なぜ紛争・クレームは起きるのか」～ 業者側の理由と背景、顧客の心理・要望など～

【申込期限】 令和8年3月11日(水) ※定員(200名)になり次第締め切らせていただきます。

【会場】 住宅金融支援機構 本店1階 すまい・るホール(東京都文京区後楽1-4-10)

【申込方法】 一般財団法人不動産適正取引推進機構の「講演会のご案内」から「講演会申込(一般の方)」をクリックし、必要事項をご入力の上送信してください。

(一財)不動産適正取引推進機構「講演会のご案内」ページ <https://www.retio.or.jp/info/index/guide/>